六　第四号又は前号に規定する官職を補佐し、第二号から前号までに規定する官職から次号又は第八号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	部員
七　内部部局の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
九　防衛大学校長、防衛医科大学校長及び防衛研究所長の属する職制上の段階	学校長
十　防衛大学校副校長及び防衛医科大学校副校長の属する職制上の段階	副校長
十一　この項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「防衛大学校等」という。）の部長の属する職制上の段階	部長
十二　防衛大学校等の課長の属する職制上の段階	課長
十三　防衛大学校等の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長
十四　第十二号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第十六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐
十五　防衛大学校等の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
十六　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

三　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部	
十七　この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「幕僚監部」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長
十八　幕僚監部の課長又は前号に規定する官職の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第二十号に規定するつかさどる官職のすべてを整理する官職の属する職制上の段階	専門官
十九　幕僚監部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
二十　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
四　方面総監部及び中央即応集団司令部	
二十一　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「方面総監部等」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長
二十二　方面総監部等の課長又は前号に規定する官職（次号において「課長等」という。）の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、又は第二十四号に規定するつかさどる官職のすべてを整理する官職の属する職制上の段階	専門官
二十三　方面総監部等の課の所掌事務を分掌する係の長又は課長等の指揮監督を受け、専門的事務を処理する官職の属する職制上の段階	係長
二十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員